

Weekly コラム

令和 6 年 4 月 30 日

〒541-0055 大阪府中央区船場中央 2-1

船場センタービル 4 号館 4 階

船場経済倶楽部

Tel 06-6261-8000

(NPO 法人 SKC 企業振興連盟協議会) Fax 06-6261-6539

人の輪・衆智・繁栄

活動方針



当団体は、異なる業種の経営者が相集い、力を合わせ、自らの研鑽と親睦を通じて、斬新な経営感覚と新たな販売促進を創造して、メンバー同士でより健全な事業所とその事業所のイメージアップを図り、地域社会に貢献できる事業所となることを目的とする。

「資金調達にネットからの時代到来となるか」

金融庁は 2024 年に金融商品取引法施行令を改正し、株式投資型クラウドファンディングの規制を緩和する方針を明らかにしました。クラウドファンディングとは、インターネットを介して不特定多数の人から資金を調達する手法です。群衆 (crowd) と資金調達 (funding) を組み合わせた造語で、ソーシャルファンディングとも呼ばれています。

従来、スタートアップなどが新規事業を興すには、銀行から融資を受けて資金を調達する方法が主でした。ただ、借金を抱えることに抵抗がある人が多く、資金不足がネックとなり成長の壁となっていました。が、今回の規制緩和で資金不足が解消されると期待されています。

クラウドファンディングでは、インターネットを通じて、実現させたい目標や夢のプロジェクトを公開します。その想いに共感した人や活動を応援したいと思ってくれる人が資金を提供します。

そして、クラウドファンディングにはいくつかの種類があります。リターンとして、モノやサービスを受け取る「購入型クラウドファンディング」や、支援者がお金を寄付してリターンはなしという「寄付型」など、さまざまです。

今回、金融庁が規制緩和するのは、「株式投資型クラウドファンディング」です。特徴は、個人ではなく株式会社が資金調達を行う点にあります。資金を集めたい企業は仲介事業者を通じて、個人投資家へ自社の株式を提供し資金を集めます。

個人投資家は出資した企業が上場、あるいは第三者へ売却された場合、投資額を上回る

リターンが期待できます。また、配当や株主優待を受けられる場合もあります。これからはスタートアップなどの資金は、インターネットを介した調達が当たり前という時代になるのかもしれませんが。

金融庁は 2024 年に金融商品取引法施行令を改正し、株式投資型クラウドファンディングの規制を緩和する方針を明らかにしました。株式投資型クラウドファンディングとは、スタートアップなどの株式会社が個人投資家へ非公開株を提供する代わりに資金を募るというものです。株式投資型クラウドファンディングは、金商法の改正で 2015 年に創設され、仲介業者が 2017 年からサービスを始めています。

ただ、現在は、個人投資家が 1 年間に投資できる上限は年収などにかかわらず一律 1 社 50 万円でした。今回の改正では、年収や純資産に応じた上限を設定して、100 万円以上の投資ができるよう検討しています。あわせて企業が調達できる総額も、年間 1 億円未満から 5 億円未満に引き上げる予定です。

株式投資型クラウドファンディングでは、医療イノベーションに取り組むスタートアップやカタログギフトを手掛ける企業など、多岐にわたる分野で実施されています。あるカタログギフトの企業では、1 口 10 万円、最大 5 口という条件で募集したところ、約 300 人から合計 4,990 万円の調達に成功しました。調達資金はカタログ制作や、出品者の開拓に活用しました。

日本では、先進的なテクノロジーやアイデアをもとに、新規市場やビジネスモデルを生み出す企業が少ないといわれています。一因は、銀行から融資を受け、借金を抱えて資金を調達することに抵抗がある人が多いといわれています。今後、ネットで不特定多数の人々から資金を調達することが日常的になると、資金不足の問題も解消されます。結果、より新たなビジネスが生まれ、経済の活性化に期待できるようになります。

記事の内容に関するお問い合わせは事務局までご連絡ください。

ウィークリーはメールでの配信も行っております。お手数ですが、「メール希望」・「配信停止希望」と件名にご入力の上、

skc-soudan@skc.ne.jp まで空メールをご送信ください。また、FAX 不要の際は、その旨をお電話にてお申しつけください。